

利用者登録についてのお知らせ

国土交通省電子入札システム（物品・役務）を利用するためには、利用者登録が必要となります。

<注意点 1 >

平成 15 年度の試行運用において国土交通省電子入札システム（物品・役務）の利用者登録を行ったICカードについても、全省庁統一資格審査情報の更新に伴い再度利用者登録が必要となります。

<注意点 2 >

利用者登録時には、平成 19.20.21 年度の全省庁統一資格審査情報で用いられる資格審査結果通知書に記載されている「業者コード【半角数値 10 桁】」及び、「商号又は名称」の入力が必要となります。（※なお、ここで説明している「業者コード【半角数値 10 桁】」は、利用者登録時に資格審査情報の「登録番号」として使用します。）

国土交通省電子入札システム（物品・役務）においては、「電子入札システム（物品・役務）使用文字に関する注意点」のとおり、「商号又は名称」の文字を変換している場合がありますので、入力の際、変換後の文字を入力していただきますようお願い致します。

例)・全省庁統一資格審査情報の「商号または名称（漢字）」に「(株)」等の略号表記を用いている場合

→略号表記に替え、「株式会社」等を入力

例)・全省庁統一資格審査情報の「商号または名称（漢字）」に、標準文字コードEUC以外の文字（略号表記を除く）を使用している場合

→全省庁統一資格審査情報の「商号または名称（フリガナ）」に記載されている仮名を入力